

(証券コード 4709)
平成20年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区二番町7番地5
株式会社インフォメーション・ディベロップメント
代表取締役社長 船越 真樹

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月24日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区二番町14番地 日本テレビ麹町ビル西館
当社システムサービスセンター 4階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.idnet.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

① 全般的な概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善が堅調に推移しているものの、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融不安や、原油・原材料価格の高騰など、景気の先行きには不透明感が強まりました。

こうした経済情勢の中で、情報サービス産業においても、企業収益の改善によりIT関連投資が広範な分野・業種で堅調に推移しているものの、サービスの低価格化や慢性的な人材不足に加え、品質・価格・納期等に対する要請は一層強まっており、厳しい事業環境が継続しております。

このような状況のもとで、当社グループは、アウトソーシング需要等の拡大を捉え、業務の川上から川下までの広い範囲で受託する「BOO」(ビジネスオペレーションズアウトソーシング)の推進に注力し、システム運営管理業務の拡大やお客様のソフトウェア開発案件の受注拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、既存顧客のシステム投資需要の増加に伴うサービス拡大及び前連結会計年度に株式会社日本カルチャソフトサービスを連結子会社化した効果等もあって、連結売上高180億32百万円(前期比22.7%増)、経常利益11億91百万円(前期比16.3%増)となり、当期純利益は5億94百万円(前期比8.1%増)となりました。

② 事業区分別概況

イ. システム運営管理

低価格化や受注競争が激化する中で、システム運営管理業務のアウトソーシング化の需要を捉え、既存顧客の業務拡大及び株式会社日本カルチャソフトサービスを連結子会社化したことにより、売上高は前期比25.3%増の92億2百万円となりました。

ロ. ソフトウェア開発

主要顧客における金融・保険関連のソフトウェア開発案件の受注増及び株式会社日本カルチャソフトサービスを連結子会社化したことにより、売上高は前期比27.3%増の68億89百万円となりました。

ハ. データ入力

証券業務のイメージ入力案件が好調に推移した結果、売上高は前期比2.2%増の12億63百万円となりました。

ニ. その他（セキュリティ業務、コンサルティング業務等）

コンサルティング業務の受注が減ったことにより、売上高は前期比3.4%減の6億76百万円となりました。

<事業別売上高>

(単位：百万円、%)

事業内容	第 38 期		第 39 期			第 40 期 (当連結会計年度)		
	売上高	構成比	売上高	構成比	前期比	売上高	構成比	前期比
システム運営管理	6,239	47.9	7,343	50.0	117.7	9,202	51.0	125.3
ソフトウェア開発	4,566	35.1	5,411	36.8	118.5	6,889	38.2	127.3
データ入力	1,307	10.0	1,236	8.4	94.6	1,263	7.0	102.2
その他	916	7.0	700	4.8	76.5	676	3.8	96.6
合計	13,028	100.0	14,692	100.0	112.8	18,032	100.0	122.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は資金調達の機動性と効率性を高めることを目的として、当連結会計年度末時点において取引銀行4行との間にシンジケーション方式により総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は3億円であります。

(4) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 37 期 (平成17年3月期)	第 38 期 (平成18年3月期)	第 39 期 (平成19年3月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (平成20年3月期)
売 上 高	11,378	13,028	14,692	18,032
経 常 利 益	557	845	1,024	1,191
当 期 純 利 益	119	430	550	594
1株当たり当期純利益	17円86銭	68円68銭	72円00銭	79円58銭
総 資 産	7,537	7,923	9,895	9,620
純 資 産	4,419	4,794	5,159	5,418

- (注) 1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 3. 第39期においては、平成18年4月1日付をもって普通株式1株を1.3株に分割しております。
 4. 第39期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ソフトウェア・ディベロプメント	100百万円	80.0%	ソフトウェア開発
株式会社プライド	40百万円	54.4	情報システム設計・開発に関するコンサルティング業務
株式会社日本カルチャソフトサービス	90百万円	100.0	ソフトウェア開発システム運営管理
艾迪系統開発(武漢)有限公司	35万米ドル	100.0	ソフトウェア開発

- (注) 1. 株式会社日本カルチャソフトサービスは平成19年5月17日付で自己資本の充実及び財務内容の健全化を目的として1億円の株主割当増資を行い、新資本金は90百万円となりました。
 2. 艾迪系統開発(武漢)有限公司は、開発力の強化と経営基盤の安定化を目的として、平成19年7月26日付で17万米ドルの増資を行い、新資本金は35万米ドルとなりました。

4. 対処すべき課題

情報サービス産業においては、企業収益の改善に伴い、IT関連投資も広範な分野・業種で堅調に推移しております。しかしながら、サービスの低価格化や慢性的な人材不足に加え、高騰する原油価格やサブプライムローン問題による金融不安など、お客様のIT投資需要が抑制される要因もあり、情報サービス産業における環境には、依然として厳しいものがあります。

このような状況の中、当社グループは、川上のソフトウェア開発から川下の保守・運用までの広い範囲で業務を受託する「BOO」の推進に注力し、既存業務領域の拡大を図るとともに、お客様に常に高度な情報テクノロジーを提供する企業として成長していくことを目標として、以下の課題解決に注力してまいります。

- (1) 提案力の強化（高品質サービスの提供）
- (2) プロジェクトマネージャーの増強（開発案件の安定的遂行）
- (3) 標準化と品質管理の強化・徹底（生産管理の強化）
- (4) 業務プロセスの改善によるコスト削減
- (5) 技術者の育成とスキルアップ
- (6) 環境に対する取り組み
- (7) 職場環境に対する取り組み

5. 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、(1) システム運営管理、(2) ソフトウェア開発、(3) データ入力、(4) その他の4つの事業を行っております。

具体的には以下のとおりです。

(1) システム運営管理

- ・お客様のコンピュータ部門に常駐して情報処理システムの管理、運営並びにオペレーションを行う業務
- ・システムの新規導入や再構築の際の運用構築業務

(2) ソフトウェア開発

- ・ソフトウェア開発を一括で請け負い、当社グループ内で開発を行う受託開発業務
- ・お客様の事業所に常駐してソフトウェア開発を行う業務
- ・海外（中国）生産拠点におけるソフトウェア開発業務

(3) データ入力

- ・入力データ等を当社内で一括集中処理する業務
- ・お客様の事業所に常駐してデータ入力等を行う業務
- ・事務代行業務等

(4) その他

<セキュリティ業務>

- ・ネットワークセキュリティ商品の販売及びセキュリティシステム構築

<コンサルティング業務>

- ・情報システム開発・運営技術に関する教育、コンサルティング

6. 主要な営業所（平成20年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
株式会社インフォメーション・ デ イ ベ ロ プ メ ン ト	本 社	東京都千代田区二番町7番地5
	システムサービスセンター	東京都千代田区二番町14番地
	情 報 セ ン タ ー	東京都江東区亀戸1丁目5番7号
株式会社ソフトウェア・ディベロプメント	本 社	東京都千代田区二番町14番地
株 式 会 社 プ ラ イ ド	本 社	東京都千代田区二番町14番地
株式会社日本カルチャソフト サ ー ビ ス	本 社	東京都千代田区二番町14番地
	事 業 所	東京事業所・関東事業所・盛岡事業 所・名古屋事業所・大阪事業所・高 松事業所・松山事業所・福岡事業所
艾迪系統開発（武漢）有限公司	本 社	中華人民共和国湖北省武漢市東湖 新技術開発区関山一路1号

7. 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,114名	61名増

(注) 上記使用人数には、取締役でない執行役員を含みます。また、パートタイマーは含まれておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,571名	22名増	33.2歳	8.1年

(注) 上記使用人数には、取締役でない執行役員を含みます。また、子会社等への出向者（8名）及びパートタイマーは含まれません。

8. 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	180
株式会社三菱東京UFJ銀行	180
株式会社みずほコーポレート銀行	105
みずほ信託銀行株式会社	105
株式会社りそな銀行	100
農林中央金庫	60

- (注) 1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は資金調達の機動性と効率性を高めるため、取引銀行4行と借入限度額10億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3億円であります。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（平成20年3月31日現在）

- | | |
|---|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,026,675株 |
| (3) 株主数 | 2,032名 |
| (4) 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主 | |

該当事項はありません。

なお、上位10名の株主の状況は次のとおりであります。

株主名	持株数	出資比率
1 有限会社エイ・ケイ	701千株	9.4%
2 株式会社みずほトラストシステムズ	682	9.1
3 タイヨーパールファンドエルピー	629	8.4
4 ID従業員持株会	484	6.5
5 ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505104	431	5.8
6 みずほ信託銀行株式会社	281	3.7
7 株式会社ケイ・シー・エス	277	3.7
8 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	235	3.1
9 竹田和平	185	2.5
10 船越朱美	132	1.7

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資比率は発行済株式の総数から自己株式数（600,556株）を減じた株式数を基準に小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社は自己株式（600,556株）を保有しておりますが、当該株式には議決権はないため上記上位10名の株主からは除外しております。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成20年3月31日現在)

平成12年6月29日開催の定時株主総会決議による新株引受権

新株の引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 35,000株
新株の引受権の目的たる株式の発行価額 (権利行使価額)	764円
新株の引受権を行使することを得べき期間 (権利行使期間)	平成14年7月1日～ 平成20年6月30日
新株の引受権の行使についての条件 (行使の条件)	対象者として新株引受権を付与されたものは、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任並びに定年及び会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株引受権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限りこれを行行使することができるものとします。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した権利付与契約によるものとします。

当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	20,000株	1名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

平成13年6月28日開催の定時株主総会決議による新株引受権

新株の引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 66,500株
新株の引受権の目的たる株式の発行価額 (権利行使価額)	749円
新株の引受権を行使することを得べき期間 (権利行使期間)	平成15年7月1日～ 平成21年6月30日
新株の引受権の行使についての条件 (行使の条件)	<p>対象者として新株引受権を付与されたものは、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任並びに定年及び会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株引受権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限りこれを行使することができるものとします。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した権利付与契約によるものとします。</p>

当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	44,500株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

平成14年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

発行する新株予約権の総数	910個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 130,130株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 (権利行使価額)	562円
新株予約権を行使することを得べき期間 (権利行使期間)	平成16年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使の条件	<p>対象者として新株予約権を付与されたものは、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任並びに定年及び会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株予約権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限りこれを行行使することができるものとします。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した権利付与契約によるものとします。</p>
償却の事由及び条件	上記行使の条件に定める規程により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	資本金 281円 資本準備金 281円
新株予約権の譲渡につき取締役会の承認を要するものとするときはその旨	新株予約権の譲渡、買入及び相続は認めないものとします。

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	520個	74,360株	4名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成20年3月31日現在）

会社における地位及び担当	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	尾 崎 眞 民	(株)ソフトウェア・ディベロプメント 代表取締役会長
代表取締役社長	舩 越 眞 樹	(株)ソフトウェア・ディベロプメント 代表取締役社長 (株)日本カルチャソフトサービス 代表取締役社長 (株)プライド 代表取締役会長 艾迪系統開発（武漢）有限公司 董事長
専務取締役兼専務執行役員 (ITO事業本部・SI事業本部・BPO事業本部・BOO部・BA部担当)	山 川 利 雄	—
常務取締役兼常務執行役員 (経理部・総務人事部・業務管理部担当)	前 嶋 偉 夫	—
取 締 役	三 木 昌 樹	弁護士
常 勤 監 査 役	尾 崎 禮 巳	—
監 査 役	松 本 栄 一	J S R(株) 特別顧問
監 査 役	岡 崎 正 憲	公認会計士
監 査 役	宮 部 善 彦	みずほ代行ビジネス(株) 取締役社長

- (注) 1. 取締役三木昌樹氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松本栄一氏、岡崎正憲氏及び宮部善彦氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役岡崎正憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5名 (1)	111百万円 (4)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (3)	13 (7)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役 ・ 監 査 役)	9 (4)	124 (11)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の第32期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成2年5月24日開催の第22期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には当事業年度に係る取締役賞与として5名21百万円（うち社外取締役1名0円）も含まれております。
5. 上記のほか、社外取締役を除く取締役4名に対する役員退職慰労引当金の当事業年度増加額は21百万円となります。
6. 上記のほか、本総会終結の時をもって退任する取締役1名につき、役員退職慰労金3百万円の支給を予定しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

監査役松本栄一氏は、J S R株式会社の特別顧問を兼務しております。

監査役岡崎正憲氏は、公認会計士岡崎正憲事務所の代表を兼務しております。

監査役宮部善彦氏は、みずほ代行ビジネス株式会社の取締役社長を兼務しております。なお、当社はみずほ代行ビジネス株式会社との間にデータ入力業務等の取引関係があります。

- ② 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役岡崎正憲氏は、株式会社なとりの社外取締役を兼務しております。

③ 当該事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会			監 査 役 会		
	出席すべき回数	出席回数	出席率	出席すべき回数	出席回数	出席率
取締役三木昌樹	14回	12回	86%	—	—	—
監査役松本栄一	14回	13回	93%	12回	11回	92%
監査役岡崎正憲	14回	13回	93%	12回	12回	100%
監査役宮部善彦	14回	13回	93%	12回	12回	100%

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役三木昌樹氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役松本栄一氏は、主に会社経営に関する豊富な経験と識見に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。又、監査役会においても議案に対する活発な質疑を行っております。

監査役岡崎正憲氏は、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。又、監査役会においても議案に対する活発な質疑を行っております。

監査役宮部善彦氏は、主に会社経営に関する豊富な経験と識見に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。又、監査役会においても議案に対する活発な質疑を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注） 1	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（注） 2	15百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 非監査証明業務（内部統制の整備に係る相談指導業務）が含まれております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

当社都合による場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約について

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 財務報告に係る信頼性を確保するために必要な内部統制システムを整備し、維持・向上を図る。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し排除する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程およびそれに関する関連マニュアル等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の点検、各規程等の見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的リスク状況の監視および対応はリスク管理委員会が行う。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の迅速かつ適正な意思決定のために、CSR経営会議や本部長会等を設置し重要案件につき事前審議等を行う。業務執行に関する職務分掌・権限・手続き等を明確化し、執行役員制度を導入し効率的な業務執行を図る。
 - ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定および見直しされる年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
 - ③ 業務執行のマネジメントは、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社等の業務の適正を確保するための体制を担当する部署を社長室とし、子会社等の業務と密接に関連する事業本部等と連携し、子会社等における業務の適正を確保するための体制の構築および実効性を高めるための諸施策を立案および実施、必要な子会社等への指導・支援等を実施する。
 - ② 経営監査室は子会社の業務活動の適法性、効率性について監査する。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について、子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役のある場合、監査役を補助すべき部署として、既存部署による兼務または専任部署の設置の方法により、兼任もしくは専任の使用人1名以上を配置する。
 - ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当役員その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② (7) ①の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役会の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役との協議により決定する。
 - ② 監査役は、取締役会、CSR経営会議、その他重要な会議に出席する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査のための環境を整備する。
 - ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を実施し、適切な意志疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,849,688	流動負債	2,907,998
現金及び預金	1,550,449	買掛金	432,870
受取手形及び売掛金	2,632,392	短期借入金	730,000
たな卸資産	232,958	一年内償還予定社債	119,420
繰延税金資産	339,985	未払法人税等	286,832
その他	93,901	賞与引当金	643,271
固定資産	4,770,502	役員賞与引当金	26,130
有形固定資産	2,483,911	受注損失引当金	1,136
建物及び構築物	701,984	その他	668,337
車両運搬具	6,615	固定負債	1,293,203
工具器具備品	88,515	社債	31,450
土地	1,686,795	退職給付引当金	822,871
無形固定資産	668,825	役員退職慰労引当金	438,881
ソフトウェア	95,291	負債合計	4,201,201
のれん	564,242	(純資産の部)	
その他	9,290	株主資本	5,305,676
投資その他の資産	1,617,764	資本金	591,541
投資有価証券	495,532	資本剰余金	544,942
差入保証金	348,017	利益剰余金	4,598,311
繰延税金資産	591,799	自己株式	△429,119
その他	278,165	評価・換算差額等	△17,268
貸倒引当金	△95,750	その他有価証券評価差額金	△20,103
資産合計	9,620,190	為替換算調整勘定	2,834
		少数株主持分	130,582
		純資産合計	5,418,989
		負債純資産合計	9,620,190

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		18,032,997
売上原価		14,641,706
売上総利益		3,391,291
販売費及び一般管理費		2,190,421
営業利益		1,200,870
営業外収益		
受取利息	2,020	
受取配当金	12,592	
事務代行手数料	4,710	
保険金収入	2,990	
その他	6,059	28,373
営業外費用		
支払利息	18,666	
コミットメントライン手数料	17,265	
その他	1,906	37,839
経常利益		1,191,403
特別利益		
貸倒引当金戻入益	454	454
特別損失		
固定資産売却損	1,331	
固定資産除却損	7,336	
過年度受託業務解約損	63,000	
貸倒引当金繰入額	9,700	81,367
税金等調整前当期純利益		1,110,490
法人税、住民税及び事業税	439,570	
法人税等調整額	66,108	505,678
少数株主利益		△9,828
当期純利益		594,983

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日残高	591,541	544,943	4,139,713	△322,030	4,954,167
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△136,385		△136,385
当期純利益			594,983		594,983
自己株式の取得				△107,106	△107,106
自己株式の処分		△0		17	16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	458,598	△107,089	351,508
平成20年3月31日残高	591,541	544,942	4,598,311	△429,119	5,305,676

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成19年3月31日残高	76,821	3,193	80,015	125,748	5,159,931
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			-		△136,385
当期純利益			-		594,983
自己株式の取得			-		△107,106
自己株式の処分			-		16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△96,925	△358	△97,284	4,834	△92,450
連結会計年度中の変動額合計	△96,925	△358	△97,284	4,834	259,057
平成20年3月31日残高	△20,103	2,834	△17,268	130,582	5,418,989

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 4社 |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | 株式会社ソフトウエア・ディベロプメント
株式会社ブライド
株式会社日本カルチャソフトサービス
艾迪系統開発（武漢）有限公司 |

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社4社のうち3社の決算日は連結決算日と一致しております。また、1社（艾迪系統開発（武漢）有限公司）の決算日については12月31日ではありますが、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため、当該子会社の同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間で生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………総平均法による原価法

- ② 仕掛品……………個別法による原価法

- ③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

（会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年間）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ 長期前払費用……………定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における期末要支給額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、翌連結会計年度より損益処理しております。

（追加情報）

当社及び連結子会社1社は、平成19年10月1日に税制適格退職年金制度をポイント制キャッシュバランス型の確定給付年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴い、退職給付債務が198,116千円減少し、当該減少額は過去勤務債務として、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により処理しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18,379千円増加しております。

また、数理計算上の差異の処理年数は従来14年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮されたため、当連結会計年度より12年に変更しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) 重要なリース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、5年間及び10年間の定額法により償却を行っております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,049,421千円

III. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,026,675	—	—	8,026,675
合計	8,026,675	—	—	8,026,675
自己株式				
普通株式 (注)1,2	449,720	150,860	24	600,556
合計	449,720	150,860	24	600,556

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。
 自己株式買付けによる増加 150,000株
 単元未満株式の買取請求による増加 860株
2. 普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。
 単元未満株式の売渡請求による減少 24株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

平成19年6月26日開催の第39期定時株主総会による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 136,385千円
- ・ 1株当たりの配当金 18円
- ・ 基準日 平成19年3月31日
- ・ 効力発生日 平成19年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成20年6月24日開催予定の第40期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 141,096千円
- ・ 1株当たりの配当金 19円
- ・ 基準日 平成20年3月31日
- ・ 効力発生日 平成20年6月25日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項

	平成12年6月29日 株主総会決議分	平成13年6月28日 株主総会決議分	平成14年6月27日 株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	35,000株	66,500株	130,130株
新株予約権の残高	—	—	910個

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 712円14銭
2. 1株当たり当期純利益 79円58銭

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,095,215	流動負債	1,898,383
現金及び預金	724,650	買掛金	313,888
売掛金	1,862,007	短期借入金	400,000
仕掛品	207,289	未払金	139,104
前払費用	60,718	未払費用	221,588
繰延税金資産	236,766	未払法人税等	260,126
短期貸付金	1,000	未払消費税等	76,793
その他	2,783	預り金	37,610
固定資産	4,908,202	前受収益	112
有形固定資産	2,434,568	賞与引当金	427,260
建物	673,560	役員賞与引当金	21,900
構築物	3,612	固定負債	1,052,060
車両運搬具	6,615	退職給付引当金	619,417
工具器具備品	63,983	役員退職慰労引当金	416,873
土地	1,686,795	その他	15,768
無形固定資産	91,812	負債合計	2,950,443
ソフトウェア	82,298	(純資産の部)	
のれん	2,447	株主資本	5,069,689
電話加入権	6,878	資本金	591,541
通信施設利用権	187	資本剰余金	544,942
投資その他の資産	2,381,821	資本準備金	542,489
投資有価証券	480,205	その他資本剰余金	2,453
関係会社株式	928,020	利益剰余金	4,362,324
出資金	100	利益準備金	43,687
長期前払費用	5,995	その他利益剰余金	4,318,637
繰延税金資産	474,697	プログラム等準備金	28,044
差入保証金	317,089	別途積立金	3,610,000
施設利用会員権	107,800	繰越利益剰余金	680,593
長期性預金	100,000	自己株式	△429,119
その他	63,663	評価・換算差額等	△16,714
貸倒引当金	△95,750	その他有価証券評価差額金	△16,714
資産合計	8,003,418	純資産合計	5,052,974
		負債純資産合計	8,003,418

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,524,167
売 上 原 価		11,007,028
売 上 総 利 益		2,517,138
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,636,613
営 業 利 益		880,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	805	
受 取 配 当 金	20,251	
業 務 受 託 収 入	30,330	
そ の 他	14,304	65,691
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,423	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	17,265	
そ の 他	634	24,324
経 常 利 益		921,892
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	454	454
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,331	
固 定 資 産 除 却 損	2,271	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,700	13,303
税 引 前 当 期 純 利 益		909,043
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	409,343	
法 人 税 等 調 整 額	△24,570	384,772
当 期 純 利 益		524,270

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式 合 計	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			主 利 益 剰 余 金			本 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	別 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成19年3月31日残高	591,541	542,489	2,453	544,943	43,687	55,233	2,100	3,310,000	563,417	3,974,439	△322,030	4,788,893
事業年度中の変動額												
プログラム等準備金の取崩し				-		△27,189			27,189	-		-
特別償却準備金の取崩し				-			△2,100		2,100	-		-
別途積立金の積立て				-				300,000	△300,000	-		-
剰余金の配当				-					△136,385	△136,385		△136,385
当期純利益				-					524,270	524,270		524,270
自己株式の取得				-						-	△107,106	△107,106
自己株式の処分			△0	△0						-	17	16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-						-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	-	△27,189	△2,100	300,000	117,175	387,885	△107,089	280,795
平成20年3月31日残高	591,541	542,489	2,453	544,942	43,687	28,044	-	3,610,000	680,593	4,362,324	△429,119	5,069,689

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	合 計	計
平成19年3月31日残高		75,084		75,084		4,863,978
事業年度中の変動額						
プログラム等準備金の取崩し				-		-
特別償却準備金の取崩し				-		-
別途積立金の積立て				-		-
剰余金の配当				-		△136,385
当期純利益				-		524,270
自己株式の取得				-		△107,106
自己株式の処分				-		16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△91,799		△91,799		△91,799
事業年度中の変動額合計		△91,799		△91,799		188,996
平成20年3月31日残高		△16,714		△16,714		5,052,974

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品……………総平均法による原価法
- (2) 仕掛品……………個別法による原価法
- (3) 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年間）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) 長期前払費用……………定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、翌事業年度より損益処理しております。

（追加情報）

当社は、平成19年10月1日に税制適格退職年金制度をポイント制キャッシュバランス型の確定給付年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴い、退職給付債務が165,565千円減少し、当該減少額は過去勤務債務として、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により処理しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,701千円増加しております。

また、数理計算上の差異の処理年数は従来14年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮されたため、当事業年度より12年に変更しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,010,160千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	5,011千円
長期金銭債務	15,768千円
短期金銭債務	118,660千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

(1) 売上高	63,356千円
(2) 営業費用	254,257千円
(3) 営業外取引の取引高	42,773千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	449,720	150,860	24	600,556
合計	449,720	150,860	24	600,556

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式買付けによる増加	150,000株
単元未満株式の買取請求による増加	860株

2. 普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売渡請求による減少	24株
------------------	-----

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	23,658千円
賞与引当金	174,000千円
未払費用	37,561千円
その他	1,546千円
	<u>236,766千円</u>

繰延税金資産（固定）

役員退職慰労引当金	169,667千円
貸倒引当金	38,970千円
退職給付引当金	252,103千円
投資有価証券評価損	7,003千円
その他有価証券評価差額金	11,471千円
その他	14,729千円
	<u>493,945千円</u>

繰延税金資産合計 730,712千円

繰延税金負債（固定）

プログラム等準備金	19,247千円
繰延税金負債合計	<u>19,247千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>711,464千円</u>

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか事務機等の一部については、リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	79,360千円	54,490千円	24,869千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	15,203千円
1年超	10,593千円
合計	<u>25,796千円</u>

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	16,612千円
減価償却費相当額	15,655千円
支払利息相当額	781千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

6. 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	宮部善彦	当社監査役 みずほ代行ビジネス株式会社取締役社長	— (—)	データ入力等の受託	710,717	売掛金	58,709

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. データ入力等の受託取引は、宮部善彦氏が、第三者（みずほ代行ビジネス株式会社の代表者として行った取引であり、その取引条件につきましては、一般取引条件を参考にして交渉により決定しております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 ソフトウェア・ ディベロプメント	所有 直接 80%	・ソフトウェア開発の 委託・受託 ・建物の賃貸 ・役員の兼任	資金の借入 (注) 1	200,000	短期借入金	100,000
子会社	株式会社 日本カルチャソフト サービス	所有 直接 100%	・システム運営管理の 委託・受託 ・ソフトウェア開発の 委託・受託 ・建物の賃貸 ・役員の兼任	増資の引受 (注) 2	100,000	—	—

- (注) 1. 株式会社ソフトウェア・ディベロプメントからの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は6ヶ月以内の一括返済となっております。なお、担保の提供は行っておりません。
2. 株式会社日本カルチャソフトサービスが行った増資を、全額引き受けたものであります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 680円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 70円12銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

株式会社インフォメーション・ディベロプメント
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーション・ディベロプメント及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

株式会社インフォメーション・ディベロプメント
取締役会御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 都 甲 和 幸 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月21日

株式会社インフォメーション・ディベロプメント監査役会

常勤監査役	尾	崎	禮	巳	印
社外監査役	松	本	栄	一	印
社外監査役	岡	崎	正	憲	印
社外監査役	宮	部	善	彦	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は141,096,261円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役前畠偉夫氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役前畠偉夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
本田 裕 康 (昭和24年8月20日生)	昭和49年4月 安田信託銀行(株)(現みずほ信託銀行(株))入社 平成15年3月 みずほ信託銀行(株)退社 平成15年4月 当社入社 平成15年5月 人事部長 平成17年4月 総務人事部長 平成17年6月 執行役員 総務人事部長 平成19年6月 常務執行役員 総務人事部長(現任)	2,902株

(注) 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役尾崎禮巳氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となりますので、本総会にて再度選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
尾崎 禮 巳 (昭和17年3月2日生)	昭和40年4月 ライオン油脂株式会社(現ライオン株式会社)入社 平成8年4月 当社DS第1部長 平成9年10月 DS第3部長 平成11年4月 監査室長 平成12年6月 常勤監査役(現任) 平成14年3月 ライオン株式会社退社	10,272株

(注) 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される前嶋偉夫氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
前嶋偉夫	平成13年6月 取締役 平成14年6月 常務取締役 平成16年6月 取締役兼常務執行役員 平成18年6月 常務取締役兼常務執行役員(現任)

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役及び監査役の報酬額は、取締役については、平成12年6月29日開催の第32期定時株主総会において、年額1億5千万円以内、監査役の報酬額は、平成2年5月24日開催の第22期定時株主総会において、年額1千5百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化に加え、会社法が施行され、役員賞与等が報酬に一元化されたことに伴い、取締役の報酬額を年額2億円以内(うち社外取締役分は年額1千5百万円以内)、監査役の報酬額を年額3千万円以内、と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

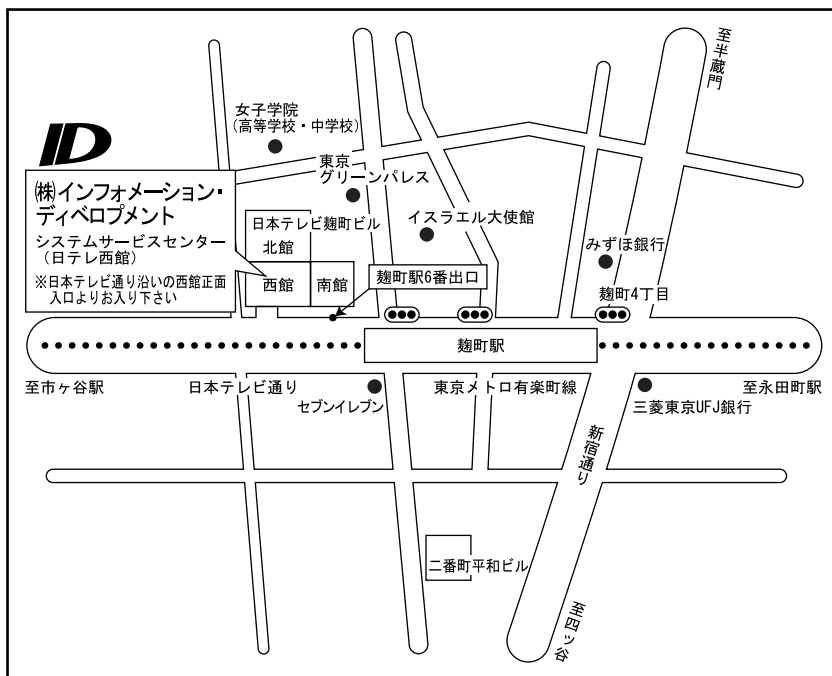
また、現在の取締役の員数は5名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は4名となっており、第2号議案「取締役1名選任の件」及び第3号議案「監査役1名選任の件」の承認可決後も変更はありません。

以上

(末尾)

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区二番町14番地
日本テレビ麹町ビル西館
当社システムサービスセンター 4階会議室
電話 03 (3264) 3571



交通 東京メトロ 有楽町線麹町駅6番出口 (番町方面) より徒歩2分
JR市ヶ谷駅より徒歩8分

〔当会場には駐車場の用意がございませんので、誠に勝手でございますが
お車でのご来場はご容赦くださいますよう、お願い申し上げます。〕